

【新規要望】 7. 設計・積算の明確化と施工者の負担軽減について(建設業部会)

- ①入札者は公示された設計資料等を基に積算を行いますが、設計図面に記載されているものの、数量表に記載されていないことがあります。この費用を入札後であっても施工者が不利にならないよう、柔軟に対応して頂きたく要望します。
- ②製作物機器(例えば電気工事であれば発電機・盤類等)の明確化、現場管理費・一般管理費等の共通数値化を要望します。

回答(財政課検査室)

- ① 工事の変更手続きは、三島市建設工事請負契約約款第18条(条件変更等)及び第19条(設計図書の変更)により実施しておりますが、ご要望いただいておりますような場合に関しましては、発注者と受注者で協議をする中で、適切に対応してまいります。

- ② まず製作物機器の明確化につきましては、品質、規格、寸法、強度及び塗装仕様など、可能な限り積算に必要な性能や仕様を明示していると認識しておりますが、今後も明確化に努めてまいります。

次に現場管理費・一般管理費等の共通数値化につきましては、現状、公表されている工種ごとに国や県の積算基準に基づき、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を積算しております。